

新憲法並に民法中女子の新しき地位を確立した規定の概要

第一 憲法

第十三條 ナべて國民は個人として尊重される。生命自由及び幸福追求に對する國民の權利については公共の福祉に及しない限り立法その他の國政の上で最大の尊重を必要とする。

(註) 個人、尊嚴を規定スル

第十四條 ナべて國民は法の下に平等であつて人種、信條、性別、社会的身分又は門地による政治的、經濟的又は社会的關係に於いて差別されない。

(註) 平等主義の原則を規定スル

第十五條 公務員を選定し及び罷免することは國民固有の權利である。公務員の選挙については成年者による普通選挙を保障する。

(註) 婦人も政治の保障を規定デスル

第二十四條 婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として相互の協力により維持されるべきでない。

配偶者の選擇、財産權、相続、住居の選定、離婚並に婚姻及び家族に關

一、親等の異つた者の間ではその近い者を先にする

二、親等の同じである者は同順位で相続人となる

第九百條（第一号 第四号）

同順位の相続人数人あるときはその相続分は左の規定に従ふ。

一、直系卑属及び配偶者が相続人であるときは直系卑属の相続分は三分の二とし、配偶者の相続分は三分の一とする

四、直系卑属又は兄弟姉妹が数人あるときは各自の相続分は相等しいものとする。

(註) 諸子均分相続ハ未婚者ノミデナク養子ニ行ツタ息子モ嫁ニ行ツタ

娘モ同列ニ相続人トナル

(ハ) 旧民法七百四十四條ハ法定推定家督相続人は他家に入り又は一家を創立する

ことを得ずその削除

(註) 旧民法ハ一人娘ハ婚姻スルニ婿ヲ迎ヘスバナラズ他家へ嫁カニハ煩雜ト

困難ガ伴フタカ新民法ハ家ノ制度ヲ廢シテ此ノヨリテ婚姻ノ自由

ニ對スル障礙ヲ盡ハナクナラシメ

(2) 妻の地位

(1) 夫婦の氏に関する規定

第七百五十條 夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を稱する。

第七百五十一條 夫婦の一方が死したときは生存配偶者は婚姻前の氏に復

することができる

(4) 未成年者を成年者と看做す規定

第七百五十三條 未成年者が婚姻したときは二人に達して成年に達したものとみなす

(註) 第七百三十一條 男は満十八才ニ女は満十六才ニ達したるは婚姻ヲスルコトが

テキナイ

(3) 妻の無能力の規定（民法第十四條乃至十八條）削除

(註) 旧法第十四條

妻が左の場合に於ては夫の許可ヲ受ケルコトヲ要ス

一、第十四條第一項第一号乃至第六号ニ掲ケタル行為ヲナスコト

二、贈与若クハ遺贈ヲ受諾シ又ハ之ヲ拒絶スルコト

三、身体ニ拘絆ヲ受ケベキ契約ヲナスコト

前項規定に反する行為は之を無効とする

全第十六條

夫ハ其與ニ之ヲ許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得但其取消又ハ制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

(二) 夫婦の同居協力扶助の義務

第七百五十二條 夫婦は同居し互に協力し扶助しなされるものではない。

(註) 旧法第七百九十九條 妻ハ夫ト同居スル義務ヲ負フ

夫ハ妻ヲ之ニ同居スル爲セムルコトヲ要ス

(ホ) 夫婦財産制

第七百六十條 夫婦は其の財産收入その他一切の事情を考慮して婚姻から生ずる

費用を分担する

(註) 旧法第七百九十八條

夫ハ婚姻より生ずル一切の費用ヲ負担ス但妻の生活ニ關スルハ妻之ヲ負

擔ス

第七百六十一條 夫婦の一方が日常の家事に關して他と法律行為をしたときは他

第七百六十二條

(註) 旧法第八百七條第二項

(八) 裁判上離婚原因平等

第七百七十一條 第一項 第一節

ニ妻が夫と通つて居るトキ

三、夫が其の姪に因りて刑に処せらるるトキ

(ト) 配偶者の財産の請求権

第七百六十六條 第一項 協議上の離婚をした者の一方は相手方に対して財産の分与を請求することができる。

前項の規定による財産の分与について当事者間に協議が調わないとき又は協議をすることのできないときは、当事者は家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。但し離婚の時から二年を経過したときはこの限りでない。

(チ) 生存配偶者の相続権

第八百九十條 被相続人の配偶者は常に相続人となる。この場合において前三條の規定によつて相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

(註) 旧法では夫が此の場合に妻は夫の遺産を対して必然的法定相続

権を有するヲ

第九百條 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は左の規定に従う。

一 (前掲ニキル省畧)

二 配偶者及び直系尊属は相続人であるときは配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は各々二分の一とする。

三 配偶者及び兄弟姉妹は相続人であるときは配偶者の相続分は三分の一とし兄弟姉妹の相続分は三分の一とする。

四 (前掲ニキル省畧)

(3) 母の地位

(イ) 継親子関係嫡母・庶子関係の規定削除

(註) 旧法第七百三十八條

継父母ト継子ト又嫡母ト庶子ト間ニ於テハ親子間ニ於テ同ク

親族関係ヲ生ズ

(ロ) 親権の共同行使

第八百十八條 成年に達しない子は父母の親権に服する。

子が養子であるときは養親の親権に服する。

親権は父母の婚姻中は父母が共同してこれを行使する。但し父母の一方が親権

を行ふことかてきないときは他の一方がこれを行ふ。

(註) 旧法第八百七十七條

子ハ其家ニ在ル父ノ親權ニ服ス但獨ラ生計ヲ立ル成年者ハ此限ニ及
父が知ルサルトキ而亡シタレバ父ヲ去リタルトキ又ハ親權ヲ行フト能ハサルトキハ家
ニ在ル母之ヲ行フ

(ハ) 離婚の場合に於ける親權者と子の事実上の監護者との區別及子の氏の変更

第七百六十六條 父母の協議上の離婚をするときは子の監護をすべき者その他監
護について必要事項は其の協議で之を定める。

協議が調わないとき又は協議することのできないときは家庭裁判所がこ
れを定める。

子の利益のため必要あると認めるときは家庭裁判所は子の監護をすべき者
を変更しその他監護について相当な処分を命ずることである。

前三項の規定は監護の範囲外では父母の権利義務に変更を
生ずることがない。

第七百九十一條 第一項 子が父又は母と氏を異にする場合には子は其

庭裁判所の許可を得てその父又は母の氏を称することができる。

(4) 嫁と舅姑との関係

(イ) 意思表示のみによる姻族関係の消滅

第七百二十六條 姻族関係は離婚によつて終了する。

夫婦の一方が死亡した場合に於て生存配偶者が姻族関係を終了させる意思表示をしたときも前項と同様である。

(ロ) 扶養の義務

第八百七十七條之二項 家庭裁判所は特別の事情があるときは前項に規

定する場合外三親等内の親族間においても扶養の義務を負はせうこと加

はする

(註) 旧法第九百五十四條

直系血族及び兄弟姉妹は互に扶養の義務を負ふ

夫婦の一方が他一方の直系尊属を扶養するに在る者も同様に

(5) その他

刑法第百八十三條姦通罪の規定の削除